様式第1号(第4条関係)

# 補助金等取扱基準

| | |
|---|---|
| **補助金等の名称** | 諏訪市新技術及び新製品開発事業補助金 |
| **補助事業等の目標** | 市内中小企業者等が独自に又は大学等と連携し行い、若しくは行おうとする新技術及び新製品開発に要する経費の一部を補助することで、新技術及び新製品開発に意欲的な企業の育成を図る。 |
| **補助事業等の対象者** | 新技術及び新製品開発を行い、又は行おうとする市内中小企業者等 |
| **補助対象経費** | 1　補助金の交付の対象となる新技術及び新製品は次に掲げるものとする。<br>(1) 機械器具若しくは装置の省力化、高性能化若しくは自動化のための新技術又は新製品<br>(2) 新材料又は新素材の利用技術<br>(3) 新製品の開発技術<br>(4) 生産加工又は処理のための技術<br>(5) 新システム又は新工法に関する技術<br>2　補助金の対象となる経費及び補助率は、次のとおりとする。ただし、商工業振興対策補助金（試験研究活動）において補助金の対象とした経費は除くものとし、市内中小企業者等以外の者又は大学等との共同研究開発を行い、若しくは行おうとする場合は、当該経費のうち市内中小企業者が負担する経費に限る。<br>(1) 原材料及び副資材の購入に要する経費<br>(2) 機械装置又は工具器具の購入、試作、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費<br>(3) 知的財産権を新規に取得するために要した経費<br>(4) 設計委託、ソフトウェア開発、研究委託及び外注加工に要する経費<br>(5) 技術指導の受入れに要する経費<br>(6) 市場調査に要する経費<br>(7) 市長が特に必要と認める経費 |
| **補助金等の額及びその算定方法又は補助率** | 予算の範囲内で、100万円を限度とし、その経費の2分の1以内の額<br>【補助金等の額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】 |
| **補助事業等の評価** | 補助事業者からの各種報告書や諏訪市新技術・新製品開発事業審査委員会の審査結果等をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。 |
| **補助事業等の開始時期** | 平成18年4月1日 |
| **補助事業等の** | |

| | |
|---|---|
| **終　了　時　期** | 【終了時期が3年を超える場合の理由】<br>　技術及び新製品開発に意欲的な企業の育成を図るため継続的な補助が必要。 |
| **情　報　の<br>公表の方法等** | 　補助事業者（件数）、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。 |
| **そ　の　他** | 1　この取扱基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。<br>(1) 中小企業者　中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。<br>(2) 中小企業団体　中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体であって、その組合員が中小企業者であるものをいう。<br>(3) 市内中小企業者等　市内に主たる事業所を有する中小企業者若しくは中小企業団体又は2以上の中小企業者で構成されたグループであって、その構成員の2分の1以上が市内に主たる事業所を有する中小企業者で構成されたグループをいう。<br>(4) 大学等　大学並びに国及び県が設置する試験研究機関をいう。<br>(5) 完成型　新技術及び新製品の完成後に補助金の交付申請を行う方式をいう。<br>(6) 先行型　新技術及び新製品の完成前に補助金の交付申請を行う方式をいう。<br>2　次に掲げるものは、補助事業等の対象者から除くものとする。<br>(1) 補助金の交付を受けようとする新技術及び新製品の開発について、他の機関又は制度により補助金の交付を受けたもの<br>(2) 同一の新技術及び新製品の開発について、過去にこの取扱基準による補助金の交付を受けたもの<br>(3) 市税等を滞納しているもの<br>3　補助金は、同一年度内に同一の事業所又は申請者を対象として、2回以上交付することができない。<br>4　市長は、補助金の交付の申請があったときは、その交付の可否を決定するために、当該申請の内容について、諏訪市新技術・新製品開発事業審査委員会設置要綱（平成24年諏訪市告示第113号）に規定する諏訪市新技術・新製品開発事業審査委員会に諮るものとする。 |
| **提　出　書　類** | 【完成型の交付申請及び実績報告】<br>　新技術及び新製品の完成後に補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を補助金の交付を受けようとする年度の1月末日までに、市長に提出しなければならない。ただし、申請日から起算して新技術及び新製品の完成日が過去3年以内のものに限る。<br>(1) 諏訪市新技術及び新製品開発事業補助金（完成型）交付申請書（様式第2号-1）<br>(2) 諏訪市新技術及び新製品開発事業補助金実績報告書（様式第5号-1）<br>(3) 諏訪市新技術及び新製品開発補助事業決算書<br>(4) 研究開発の過程を判別できる証拠書類（写真、実験結果等）<br>(5) 共同研究開発に係る契約書の写し（共同で研究開発を行う場合に限る。）<br>(6) 大学等との連携による研究等について、契約を締結している場合にあっては、その契約書等の写し<br>(7) 企業の概要を記載した書類<br>(8) 2以上の中小企業者で構成されたグループによる申請において、市外の中小企業者が含まれている場合は、その所在地の市町村税の納税証明 |

| | |
|---|---|
| | 書<br>(9) 知的財産権の取得に係る出願書類の写し（知的財産権を新たに取得する場合に限る。）<br>(10) 知的財産権の取得を確認することができる書類の写し（知的財産権を新たに取得する場合に限る。）<br>(11) その他市長が特に必要と認める書類<br>【先行型の交付申請】<br>新技術及び新製品の完成前に補助金の交付決定を受けようとする者は、次に掲げる書類を補助金の交付を受けようとする年度の5月末日までに、市長に提出しなければならない。<br>(1) 諏訪市新技術及び新製品開発事業補助金（先行型）交付申請書（様式第2号-1）<br>(2) 諏訪市新技術及び新製品開発事業補助金事業概要書（先行型事業詳細書）<br>(3) 諏訪市新技術及び新製品開発補助事業予算書<br>(4) 研究開発の詳細を説明できる資料<br>(5) 企業の概要を記載した書類<br>(6) 2以上の中小企業者で構成されたグループによる申請において、市外の中小企業者が含まれている場合は、その所在地の市町村税の納税証明書<br>(7) その他市長が特に必要と認める書類<br>【先行型の実績報告】<br>先行型について補助金の交付決定を受けた者は、当該決定を受けた日の属する年の12月末日までに新技術及び新製品を完成させ、完成後速やかに、次に揚げる書類を市長に提出しなければならない。<br>(1) 諏訪市新技術及び新製品開発事業補助金実績報告書（様式第5号-1）<br>(2) 諏訪市新技術及び新製品開発補助事業決算書<br>(3) 研究開発の過程を判別できる証拠書類（写真、実験結果等）<br>(4) 共同研究開発に係る契約書の写し（共同で研究開発を行う場合に限る。）<br>(5) 大学等との連携による研究等について、契約を締結している場合にあっては、その契約書等の写し<br>(6) その他市長が特に必要と認める書類 |
| | 諏訪市補助金等交付規則に定める様式を除く。 |
| **担　当　部　署** | 諏訪市　経済部　商工課　工業・ブランド振興係 |

平成24年 9月27日　一部改正
平成29年 3月15日　一部改正（平成29年 4月 1日　施行）
平成29年 3月29日　一部改正（平成29年 4月 1日　施行）
平成31年 3月15日　一部改正（平成31年 4月 1日　施行）
令和 6 年 3 月 29 日　一部改正（令和 6 年 4 月 1 日　施行）
令和 8 年 3 月 23 日　一部改正（令和 8 年 4 月 1 日　施行）
令和 8年 7月30日　一部改正（令和 8年 7月30日　施行）